同種工事とは、下記の㋐～㋓の全ての要件を満たす製作及び架設の施工実績を有すること。

㋐　道路橋（A活荷重又はＴＬ－20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

㋑　橋梁型式が鈑桁橋及び単純箱桁橋を除く鋼橋であること。ただし、鋼床版箱桁橋は施工実績としてよい。

㋒　最大支間長が30m以上であること。

㋓　架設工法が、下記の工法以外であること。

・トラッククレーン工法

・トラッククレーンステージング工法（クローラクレーン含む）

ただし、上記㋐～㋓は同一工事であること。

共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上であること。ただし、乙型ＪＶ（異工種ＪＶ）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書に記載されている工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

②　建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

③　特定ＪＶの各構成員は、それぞれ、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者を主任技術者又は監理技術者として当該工事に専任で配置できること。ただし、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項に該当しない場合は、専任の義務は有しない。

⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」を準用するものとする。

8　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

上記７⑴①の認定（上記７⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も上記５及び上記６により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、上記７⑴①の認定を受けていない構成員が上記７⑴①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、本工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了しない場合は、競争に参加できないことがある。

9　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

11　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「東広島・呉道路阿賀ＩＣランプ橋鋼上部工事○○・△△特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に特定建設工事共同企業体として参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

大阪労災病院新棟その他機械設備工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）としての競争参加者の資格（以下「特定ＪＶとしての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和元年10月24日

契約担当役

独立行政法人労働者健康安全機構

理事　木暮　康二

◎調達機関番号　621　◎所在地番号　14

○営第12号

1　工事概要

⑴　工事名　大阪労災病院新棟その他機械設備工事

⑵　工事場所　大阪府堺市北区長曽根町1179―3

⑶　工事内容　本工事は次に掲げる施設の改築を行うものである。

１）建物

①新病院棟

敷地面積　47,933.8㎡

構造　鉄骨造一部鉄筋コンクリート造地上10階塔屋１階建て

建築面積　10,118.15㎡

延べ面積　51,368.06㎡

建物用途　病院

②付属棟

構造　鉄骨造平屋建て

建築面積　238.96㎡

延べ面積　238.96㎡

建物用途　車庫、倉庫

③医療ガス供給棟

構造　鉄筋コンクリート造平屋建て

建築面積　79.10㎡

延べ面積　79.10㎡

建物用途　機械室

④電気開閉所

構造　鉄筋コンクリート造平屋建て

建築面積　29.46㎡

延べ面積　29.46㎡

建物用途　電気室

工事種目　空気調和設備、換気設備、排煙設備、自動制御設備、衛生器具設備、給水設備、排水設備、給湯設備、消火設備、厨房設備、ガス設備、排水処理設備、医療ガス設備

２）既存建物

①既存リハビリ棟

構造　鉄骨造地上４階建て

建築面積　2,337.91㎡

延べ面積　6,400.74㎡

建物用途　病院

工事種目　改設一式

⑷　工期　令和５年２月10日まで。指定部分　令和３年10月15日　⑶のうち、１）①～④　２）①の一部　指定部分外　⑶のうち２）①の一部

2　申請の時期　令和元年10月24日から令和元年11月15日までの午前10時から午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日）を除く。）

3　申請の方法

⑴　競争参加資格審査申請書（特定建設工事）（以下「申請書」という。）の入手方法　当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（令和元年10月24日付け独立行政法人労働者健康安全機構契約担当役）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式である。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、持参により提出すること。ただし、郵送（書留郵便又は宅配便）の場合は必着とする。提出場所は、〒211―0021　神奈川県川崎市中原区木月住吉町１―１　独立行政法人労働者健康安全機構　事務管理棟２階　独立行政法人労働者健康安全機構　経理部契約課契約班　電話044―431―8634

①　特定建設工事共同企業体協定書（甲）（４⑴から⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。